

平成23年7月  
南関東防衛局

## お知らせ

静浜飛行場に係る住宅防音工事の対象区域である第一種区域については、最終指定告示（昭和60年3月）以降、相当の期間が経過し、航空機の騒音状況に変化が見られること、また、同飛行場における住宅防音工事希望者に対する防音工事は完了している状況等を踏まえ、同飛行場の第一種区域の見直しを行うこととし、平成21年度から平成22年度にかけて、同飛行場における騒音状況を把握するための騒音度調査を実施したところです。

今般、同調査結果を基に静浜飛行場に係る騒音区域の見直し（解除告示）に関する概要を取りまとめたことから、お知らせします。

なお、同飛行場の第一種区域の見直し（解除告示）について、関係住民への周知を図るため、南関東防衛局のホームページに同資料を掲載することとしました。

今後、同飛行場の第一種区域の見直し（解除告示）に係るパンフレットを配布するなどして、更に関係住民への周知を図った上で、今年度において区域の見直し（解除告示）を行いたいと考えております。

※ 防衛省では、平成14年7月の防衛施設庁長官（当時）により開催された「飛行場周辺における環境整備の在り方に関する懇談会」における提言等を踏まえ、全国的に飛行場周辺の区域見直しを実施しているところです。

（既に見直した飛行場：横田〔平成17年10月〕、厚木〔平成18年1月〕、松島〔平成18年12月〕）

連絡先：南関東防衛局

企画部 住宅防音第1課

電話 045-211-7113

## 静岡飛行場に係る騒音区域の見直し（解除告示）に関する概要

### ○ 調査結果等の概要

今回の調査結果は、最終指定告示（昭和60年3月）の基となった昭和55年度の調査結果と比べ、標準飛行回数の減少（161回→139回）、主力機の機種変更（T-3→T-7）による騒音レベルの減少などにより第一種区域の指定基準値となる75Wの騒音コンターが大幅に縮小。

### ○ 対象区域及び対象世帯数の変動状況

- ・ 面積：約 400ha → 0ha
- ・ 世帯数：約1,000世帯 → 0世帯

### ○ 区域見直し（解除告示）に伴う措置

- ・ 解除される区域においては、経過措置として一定の期間（概ね1年6ヵ月）に住宅防音工事を希望する者については、従前の施策を引き続き実施。

### ○ 概略イメージ

現行第一種区域と75W騒音コンター（平成22年度騒音度調査結果）との比較

